



## 年頭あいさつ

新年明けましておめでとうございます。輝かしい新春を迎えたこととお喜び申し上げます。

旧年中は、大変お世話になりました。職員一同心から御礼申し上げます。

昨年末に発表された国民が選んだ23年度の漢字一文字は「税」が選ばれました。

選ばれた理由は、

- 1年を通じて増税の議論が活発に行われたこと。
- 所得税や住民税の定額減税、インボイス制度、ふるさと納税等の話題が多かったこと。

等が主な理由とのこと。税に係る仕事をしているものとして、国民の皆様方がいかに税に対する関心が高いかを改めて感じとり、税理士業務の責任の重さに身の引き締まる思いをしております。

今年も職員一同、皆様の事業の発展や日常生活に少しでもお役に立てればと思っております。一層のご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方が、今年の干支「辰(竜)」にちなんで、力強く躍動し、パワーに満ちた年になりますよう心からご祈念申し上げ新年のご挨拶いたします。

税理士 佐々木英子



## 2024年1月から適用開始される贈与税制

2023年度の贈与税について、贈与税の暦年贈与制度と相続時精算課税制度で重要な変更がありました。贈与税の課税方式には、暦年課税と相続時精算課税の2つの種類があります。

暦年課税とは1年間の贈与額が基礎控除額年110万円の範囲内であれば、贈与税がかかりません。

年110万円を超える場合は、超える部分の金額に応じて10~55%の税率で贈与税が計算されます。

相続時精算課税制度とは、60歳以上の父母や祖父母から、18歳以上の子や孫に対して財産を贈与した場合に選択できます。贈与財産の合計額が2,500万円を超える部分は、一律20%の税率で贈与税が計算されます。



### 改正前の税制：

暦年贈与では、受贈者(贈与を受ける人)1人につき、基礎控除額の年間110万円までの贈与なら、贈与税がかかりません。将来、贈与者が亡くなったとき、生前贈与した財産は相続財産に含まれません。ただし、贈与者が死亡した3年以内の贈与は相続税の課税対象になります。

また、相続時精算課税の方式を選択した場合、その後の受贈分は暦年課税の適用が受けられなくなります。

### 改正後の税制：

相続時精算課税制度に110万円の基礎控除が新設され、相続税の基礎控除を超える財産がある方にも節税効果が見込めるようになります。

さらに、暦年課税の生前贈与加算の期間が3年から7年になり、相続時精算課税制度に年110万円の基礎控除が新設されました。7年より前の贈与は相続税の加算対象外になります。

上記の改正は、2024年1月1日以降の贈与分から適用されます。相続税精算課税制度の目的は、親世代から子世代への早期の資産移転により、経済の活性化を図ることにあります。